重要事項説明書

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款等をご確認願います。

1. お申し込みの方法

当社フリーダイヤル(0120-610-507)にてお申し込みいただけます。

2.使用開始の予定年月日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

3. 契約電流・契約容量・契約電力

原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量・契約電力にのっとり、プランの設定を 行います。託送契約は実量制を採用しており、当社の託送料金の負担はお客様の過去1年間の最大 需要電力をベースとします。

4. 供給電圧および周波数

- (1) 供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 1 0 0 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 1 0 0 ボルトおよび 2 0 0 ボルトです。
- (2) 周波数は原則として標準周波数50ヘルツ(北海道電力管内・東北電力管内※一部地域は60ヘルツ・東京電力管内)もしくは標準周波数60ヘルツ(中部電力管内※一部地域は50ヘルツ・北陸電力管内・関西電力管内・中国電力管内・四国電力管内・九州電力管内)です。

5.電気料金

料金は、基本料金と従量料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を加えたものとします。

(1)-おとくプラン(北海道)

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	341円(税込)
	最初の120kWhまで	23.74円(税込)
従量料金単価	120kWhをこえ280kWhまで	28.76円(税込)
	280kWhをこえる分	32.29円(税込)

(2)-おとくプラン(東北)

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	330円(税込)
	最初の120kWhまで	18.39円(税込)
従量料金単価	120kWhをこえ300kWhまで	24.06円(税込)
	300kWhをこえる分	27.82円(税込)

(3)-おとくプラン(東京)

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	286円(税込)
	最初の120kWhまで	19.68円(税込)
従量料金単価	120kWhをこえ300kWhまで	25.16円(税込)
	300kWhをこえる分	29.04円(税込)

(4)-おとくプラン(中部)

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	286円(税込)
従量料金単価	最初の120kWhまで	20.86円(税込)
	120kWhをこえ300kWhまで	24.26円(税込)
	300kWhをこえる分	27.07円(税込)

(5)-おとくプラン(北陸)

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	242円(税込)
--------	---------------	----------

従量料金単価	最初の120kWhまで	17.67円(税込)
	120kWhをこえ300kWhまで	20.65円(税込)
	300kWhをこえる分	22.28円(税込)

(6)-おとくプラン(関西)

基本料金単価	1契約につき	341.02円(税込)
	最初の120kWhまで	20.12円(税込)
従量料金単価	120kWhをこえ300kWhまで	25.54円(税込)
	300kWhをこえる分	27.83円(税込)

(7)-おとくプラン(中国)

基本料金単価	1契約につき	337.37円(税込)
従量料金単価	最初の120kWhまで	20.58円(税込)
	120kWhをこえ300kWhまで	27.20円(税込)
	300kWhをこえる分	28.11円(税込)

(8)-おとくプラン(四国)

基本料金単価	1契約につき	411.40円(税込)
	最初の120kWhまで	20.17円(税込)
従量料金単価	120kWhをこえ300kWhまで	26.72円(税込)
	300kWhをこえる分	28.98円(税込)

(9)-おとくプラン(九州)

基本料金単価	契約電流10アンペアにつき	297円(税込)
公司到今出 在	最初の120kWhまで	17.29円(税込)
従量料金単価	120kWhをこえ300kWhまで	21.91円(税込)

6.工事費等

- (1) 計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換える ため、費用は原則無料です。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの 負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

7.初回事務手数料

お申込み1地点ごとに3,000円(税抜)をお支払いいただきます。

8.計量・料金算定について

- (1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
- (2) 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。
- (3) 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

9.お支払い方法

- (1) 毎月の電気料金については当社指定のクレジットカード または 口座振替にてお支払いいただきます。
- (2) 工事費負担金については電気料金のお支払い方法として登録されているクレジットカード または 口座振替によりお支払いいただきます。

10. お客さまのご協力

(1) 需要場所への立入りによる業務の実施

供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地 または建物に立ち入らせていただくことがあります。

- (2) 施設場所の提供
- 一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それ らの場所を無償で提供していただくものとします。
- (3) 保安に対するお客さまの協力
- 一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

11.契約期間

契約期間は、料金適用開始日から2年後の日の属する月の末日までと致します。契約期間満了日の15日前までに供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約満了日の翌日に2年ごとに更新いたします。

12.違約金

更新月(供給開始月(供給契約が更新された場合には、更新された月)から起算して25カ月目を指す ものとします)を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として15,000円(不課税)をお支 払いいただきます。

13.お客さまからの申し出による契約の変更・解除

- (1) 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
- (2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みくだい。
- (3) 引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じて 10 日前までにお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。お申し出を 10 日前までに頂いていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお

手続き完了後のご契約終了日までに発生した電力料金はお客様負担となる場合がございます。

(4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金およ

び工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けま

す。

14. 当社からの申し出による契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をす

る場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。

(1) 一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった

事実を解消されない場合

(2) お客さまがその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

(3) 支払期日を 15 日経過してもお客さまが料金を支払われない場合

(4) お客さまが支払いを要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他電気供給約

款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

(5) お客さまが、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法に違反した場合

(6) お客さまがその他電気供給約款に違反した場合

15.その他

(1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現

在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは

現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。

(2) 本供給条件事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書に

よるものとします。

16. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名称:株式会社Looop (小売事業者登録番号:A0021)

住所:東京都台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー 22階

TEL: 03-5846-2324 (平日9:00~18:00)

URL: https://looop.co.jp//

17. 取次事業者の名称等・問い合わせ窓口

名称:株式会社GrowSupport

住所:北海道札幌市中央区南2条西3丁目1-7

TEL:0120-610-507 (平日12:00~18:00)

●クーリング・オフ

特定商取引に関する法律および同施行令等に基づきクーリング・オフを行うことができます。これは電力販売の態様が「特定商取引法の訪問販売等にあたる場合」のみ適用となります。「特定商取引に関する法律」における「訪問販売」もしくは「電話勧誘販売」によりお申込み(ご契約)された場合、契約締結後に開通通知をお客さまが受領した日から8日を経過するまでの間は、書面により無条件でお申込みの撤回・契約の解除(以下、「クーリング・オフ」といいます)が可能です。

弊社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、また弊社が威迫したことによりお客様が 困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、弊社からクーリング・オフ妨害の解消のための書 面が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面に よりクーリング・オフを行うことができます。

クーリング・オフの効力は、お客さまが書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。クーリング・オフを行う場合は、小売電気事業者の連絡先まで書面にてご連絡ください。

クーリング・オフがあった場合、①弊社は、ご契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することができません。②既にご契約に基づき役務が提供されたときでも、弊社は、お客様に対し、ご契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求することができません。③ご契約に関連して既に受領した金員があるときは、弊社は、お客さまに対し、速やかにその金額を返還します。④ご契約に係る役務の提供伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。⑤既に商品の引き渡しが行われているときは、その引取りの要する費用は弊社の負担とします。